

人権

部落差別問題に対する正しい認識を

部落差別に関する意識には、必ずと言っていいほど誤った知識や偏った見方が関係しています。つまり、同和問題を正しく理解せず、事実に基づかない他人のうわさ等をそのまま信じて予断・偏見が形成され、それが今日まで生き延びていたことが大きく関係しています。

身分制度による差別は、民衆を分断することで体制の維持を図るといふ目的を持って政治的・人為的に作られたものであるため、合理的な説明をすることができません。例えば、部落の起源については異民族の子孫であるとか、豊臣秀吉が朝鮮出兵から連れて帰った人の子孫というものは、歴史的な事実と反するデタラメなものです。そもそも祖先や民族あるいは人種によって差別するのは誤った考えです。

熊本県人権情報誌「コッコロ通信」より抜粋

お問い合わせ先
住民福祉課 福祉係

TEL (62) 1111 (内線132)

国民年金だより

たいへんお得な「付加保険料」

国民年金保険料を納められた期間（厚生年金等の加入期間を含む）と国民年金保険料の納付を免除された期間が25年（300ヵ月）以上ある人につきましては、65歳から老齢基礎年金が支給されます。年金額を少しでも多く受給されたい人は、国民年金保険料とあわせ付加保険料（月額400円）を納付されると老齢基礎年金に加え付加年金が加算され支給されることとなります。



付加年金の年金額 = 200円 × 付加保険料を納付した月数

- ◎付加保険料の納付を希望される人は、住民福祉課福祉係に申出書を提出してください。
- ◎国民年金基金に加入中の人は、付加保険料を納付できません。
- ◎納付期限（対象月の翌月末）を経過しての付加保険料は納付できません。

1月24日（金） 2月28日（金） ※事前に予約が必要です

お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 TEL (62) 1111 (内線132)